

第6次東京都農林業獣害対策基本計画

令和8年4月

東京都産業労働局農林水産部

| | |
|-----------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 獣害対策の現状と課題 | |
| 第1 都における獣害の現状 | 2 |
| 第2 第5次計画における農作物獣害防止対策の実績と効果 | 4 |
| 第3 都の獣害対策の課題 | 8 |
| 第2章 計画の基本方針および推進体制 | |
| 第1 計画の目標 | 10 |
| 第2 対象地域と取組の方向性 | 10 |
| 第3 対象獣種 | 11 |
| 第4 計画期間 | 11 |
| 第5 計画達成の評価基準 | 11 |
| 第6 計画達成のための基本的な考え方 | 12 |
| 第7 事業実施体系 | 12 |
| 第8 事業推進体制 | 14 |
| 第3章 計画の推進 | |
| 第1 計画の進捗管理・評価 | 15 |
| 第2 計画の見直し・改善 | 16 |
| 第3 情報共有・普及啓発 | 16 |
| 第4 広域連携・新技術導入の推進 | 16 |
| 第5 具体的な対策 | 16 |
| 第6 獣種別の対策 | 19 |

はじめに

東京都の農林業は、都市化の進行や高齢化、担い手不足など、社会構造の変化に伴うさまざまな課題に直面している。その中でも、野生鳥獣による農作物や植栽木への被害、いわゆる獣害は、農林業経営の安定や地域農業の持続的な発展を阻害する深刻な問題である。獣害は単に収量や品質の低下をもたらすだけでなく、農林業経営意欲の減退や耕作放棄地の増加、さらには地域コミュニティの活力低下など、様々な影響を及ぼしている。

東京都ではこれまで、獣害対策基本方針および基本計画に基づき、関係機関や地域住民と連携しながら、被害防止対策や個体数管理、普及啓発、人材育成など、農作物の獣害防止に向けた総合的な取組を進めてきた。これらの取組により、一定の成果が見られる一方、近年は外来種の分布拡大や都市部・島しょ部での新たな被害、捕獲従事者の高齢化・減少など、新たな課題も顕在化している。

また、気候変動や土地利用の変化、社会構造の変化などにより、野生鳥獣の生息環境や行動も変化し、被害の多様化・複雑化が進んでいる。特に、これまで被害が少なかった地域でも新たな獣種による被害が発生するなど、獣害防止対策には地域ごとに一層の工夫した対応が求められている。こうした中、農業者や地域住民が主体となった現場での取組が、被害の抑制や地域農林業の維持に大きく寄与している。

獣害防止対策は、農林業の生産基盤の保全のみならず、地域社会の安全・安心や農村景観の維持にも直結する重要な取組である。獣害を未然に防ぐためには、農林業者や地域住民が主体となり、地域ぐるみでの対策を継続的に実施することが不可欠である。東京都は、こうした現場の主体的な取組を最大限に尊重し、技術的・財政的な支援や関係機関との連携調整を通じて、地域の実情に即した効果的な獣害防止対策を今後も推進していく。

本計画（令和8年度～令和12年度）は、東京都の農林業の持続的な発展を支えるため、都内全域を対象に、獣害防止対策の方向性を示すものである。計画期間中は、関係機関・地域住民・農業者等が連携し、現場主義、科学的根拠、柔軟な対応を重視した取組を展開していく。今後も、東京都は地域の主体的な活動を支えながら、農作物や植栽木の獣害防止に向けた取組を着実に進めていく。

※外来種とは、国内国外問わず、ある地域に人為的に導入されたことにより、本来の自然分布域を越えて生息する生物種とする

第1章 獣害対策の現状と課題

第1 都における獣害の現状

東京都における野生獣による農業被害は、近年も継続して発生しており、地域や年度によって増減はあるものの、被害の長期化・慢性化が課題となっている。多摩地域の山間部やその周辺では、イノシシやニホンジカ、ニホンザルによる農作物や植栽木への被害が依然として顕著であり、加えてタヌキ、ニホンカモシカ、ネズミ類など多様な獣種による被害も報告されている。獣種の多様化・被害の複雑化が進んでいることが特徴である。

都市的地域においても、ハクビシンやアライグマ、タヌキ、ネズミ類などによる被害が続いている。特にハクビシンやアライグマといった外来種は、都市部や農地周辺での定着が進み、被害拡大の要因となっている。

森林・林業分野では、ニホンジカによる食害が奥多摩町やその周辺地域で続いており、植栽木への被害や森林生態系への影響が懸念されている。また、ツキノグマによる樹木の皮剥ぎ被害も森林被害として発生している。

島しょ地域では、タイワンザルやクリハラリス、キョン、新島のシカなどの外来種などによる被害が主となっている。また、天然記念物であるオガサワラオオコウモリやネズミ類による被害も確認されており、島しょ地域全体で多様な獣種による被害が報告されている。島しょ地域では、対策事業の実施により被害が減少している地域もあるが、依然として新たな被害の発生や外来種の拡大に注意が必要な状況である。

このような現状を踏まえ、東京都の獣害対策にはいくつかの課題がある。まず、被害が長期化・慢性化することで、農業経営や地域農業の持続性に深刻な影響を及ぼしている点が挙げられる。また、獣種の多様化や外来種の拡大により、従来の対策だけでは十分に対応できないケースが増加している。さらに、捕獲従事者の高齢化や担い手不足が進行し、現場での対策体制の維持が難しくなっていることも大きな課題である。都市部や島しょ部など、地域特性に応じた柔軟な対策が求められているほか、森林・林業分野では、ニホンジカやツキノグマによる生態系への影響や、治山・造林事業への被害が続いている。加えて、被害の実態把握や効果的な対策のためのデータ収集・分析、関係機関や地域住民との連携強化も今後の重要な課題となっている。

このように、東京都内では在来種・外来種を問わず多様な獣種による農作物・森林被害が続いており、地域ごとの特性や課題に応じた総合的な獣害対策の強化が求められている。

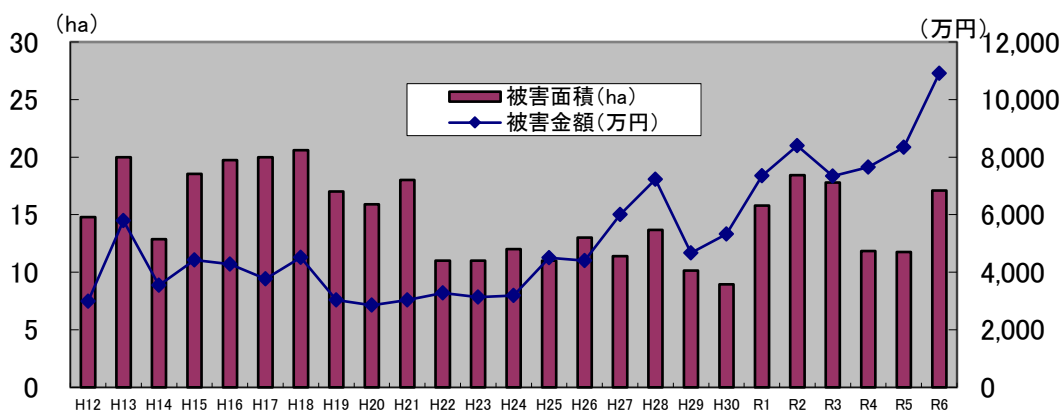


図1-1 野生獣による農作物被害面積及び被害金額

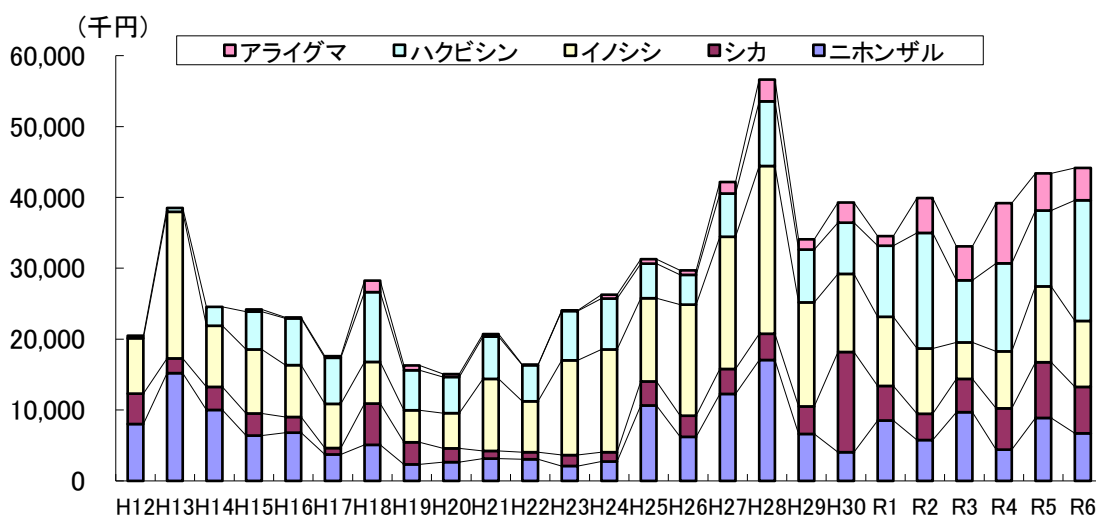


図1-2 主な野生獣による農作物被害金額（多摩地域及び区部）

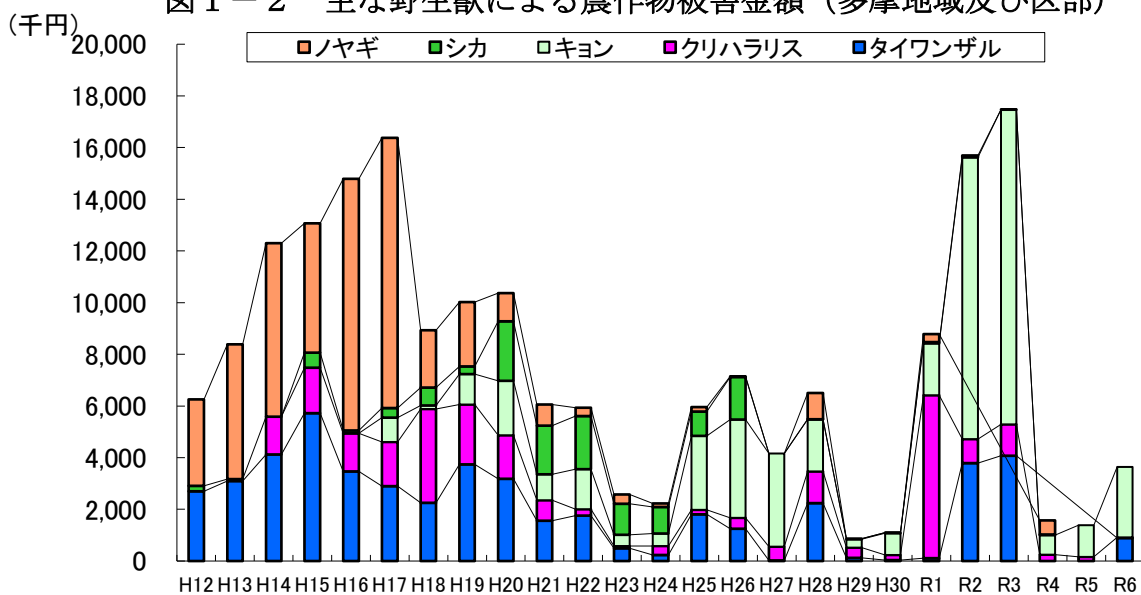


図1-3 主な野生獣による農作物被害金額（島しょ地域）

第2 第5次計画（令和3～7年度）における農作物獣害防止対策の実績と効果

東京都は令和3年から令和7年度まで、第5次東京都農林業獣害防止対策基本計画に基づき、獣害対策を実施してきた。

第5次計画では、防護柵の整備、追い払い体制の強化、計画的な捕獲、デジタル技術の活用など複数の対策を組み合わせ実施した結果、令和3年度から4年度にかけて被害面積が大きく減少するなど、対策の効果が確認された。

一方で被害金額については、年によって果樹などの単価の高い作物の被害の増加がみられるなど、被害内容に応じて年度間の変動が生じている。

こうした状況を踏まえると、効果を安定的に維持するためには、防護柵の維持管理や追い払い体制のさらなる強化に加え、計画的な捕獲の継続、さらにはデジタル技術を活用した出没把握など、地域ぐるみでの対策を着実に強化していくことが重要である。

表1-1 農作物獣害防止対策事業の実績

| 事業 | 目的 | 事業内容 | 整備内容等 | 第5次基本計画 | | | | | 合計 |
|----------------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| | | | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7(予定) | |
| 1 加害獣侵入防止対策 | 農地を守るため、野生獣の侵入を防ぐ物理的な障壁を整備する。 | サル・シカ等の被害地域において、農地の周囲に防止ネット、電気柵及び緩衝帯等の侵入防除施設を整備する。 実施地区：通年にわたり、野生獣による農林作物の被害が顕著である地区 受益農家3戸以上、おおむね30a以上まとまった農地 | 電気柵(m) | 2,292 | 1,033 | 759 | 967 | | 5,051 |
| | | | 防止ネット(m) | 632 | 355 | 583 | 180 | | 1,750 |
| | | | 事業費(千円) | 11,525 | 9,962 | 11,902 | 10,367 | 8,868 | 52,624 |
| | | | 実施市町村 | あきる野市 檜原村 奥多摩町 町田市 八王子市 | あきる野市 檜原村 奥多摩町 八王子市 | あきる野市 檜原村 奥多摩町 八王子市 | あきる野市 檜原村 奥多摩町 八王子市 | 檜原村 奥多摩町 八王子市 JAあきがわ JA東京みどり JA東京みらい JA東京むさし | 八王子市は 防除指導を 実施 |
| 2 警戒システム整備 | 農地から野生獣(主にサル)を遠ざけ、生息に適した地域へ誘導するための群れ管理を行う。 | 電波発信器を装着したサルの群れから発射される電波を受信し、行動域の情報を収集することにより、群れの動きを正確に把握し、農地への接近を予測する「警戒システム」を運用し、群れサルの「追い払い」を実施する区市町村等に対し、機器や人件費等の補助を行う。 | 発信器(基) | 11 | 18 | 7 | 5 | | 41 |
| | | | 受信器(基) | 1 | 6 | 0 | 0 | | 7 |
| | | | 追い払い(人日) | 1,178 | 1,171 | 1,172 | 1,174 | | 4,695 |
| | | | 事業費(千円) | 24,360 | 24,148 | 24,924 | 18,789 | 26,050 | 118,271 |
| | | | 実施市町村 | 八王子市※ あきる野市 檜原村 奥多摩町 | 八王子市※ あきる野市 檜原村 奥多摩町 | 八王子市 あきる野市 檜原村 奥多摩町 | 八王子市 あきる野市 檜原村 奥多摩町 | 八王子市 あきる野市 檜原村 奥多摩町 | |
| 3 有害鳥獣捕獲支援 | 農地周辺から加害獣を排除する。 | 農林作物に深刻な被害を及ぼす加害獣の個体を、鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲制度または外来生物法に基づく防除制度により、区市町村が地域猟友会等の団体等に委託して捕獲する際に、その経費の一部を補助する。 | 捕獲日数(延べ)頭数、購入品等 | 1,300頭 | 1,145頭 | 1,319頭 | 1,225頭 | | 4,989頭 |
| | | | 事業費(千円) | 14,640 | 17,743 | 18,582 | 20,563 | 43,880 | 115,408 |
| | | | 実施市町村 | 八王子市 あきる野市 檜原村 奥多摩町 青梅市 日の出町 町田市 稲城市 世田谷区 | 八王子市 あきる野市 檜原村 奥多摩町 青梅市 日の出町 町田市 稲城市 世田谷区 | 八王子市 あきる野市 檜原村 奥多摩町 青梅市 日の出町 町田市 世田谷区 | 八王子市 あきる野市 檜原村 奥多摩町 青梅市 日の出町 町田市 世田谷区 | 八王子市 あきる野市 檜原村 奥多摩町 青梅市 日の出町 瑞穂町 町田市 瑞穂町 世田谷区 | |
| 4 地域普及啓発支援 | 被害対策の技術向上と普及啓発を図る。 | 被害対策の担い手の育成と技術向上のための研修会、獣害対策に関する意識醸成・技術向上に係る冊子やパンフレット作成等に要する経費の一部を補助。 | 事業費(千円) | 50 | 4,749 | 5,451 | 4,536 | 6,016 | 20,802 |
| | | | 実施市町村 | 檜原村 | 八王子市 檜原村 奥多摩町 | 八王子市 檜原村 奥多摩町 青梅市 | 八王子市 檜原村 奥多摩町 | 八王子市 檜原村 奥多摩町 青梅市 | |
| 5 獣害防止支援事業(都直営) | 被害対策の診断と研修を行う。 | 専門家を現地に派遣し、被害対策の診断、研修会等を実施する。 | 実施市町村・獣種 | 檜原村 あきる野市・サル | 立川市・アライグマ・ ハクビシン等 | 立川市・ハクビシン・サル | 檜原村・サル | 未定 | |
| 6 野生獣生息状況調査(都直営) | | 有効な被害対策を実施するために、加害獣の実態を把握する。 | 対象獣 | サル | アライグマ ハクビシン | アライグマ ハクビシン | 中型獣全般 | サル | |
| 7 獣害防止対策リーダーサポーター養成講座(都直営) | | 中型獣に対する侵入防止施設を適切に設置し、被害を減少させることができる農業者等の育成を図るための講座を開催する。 | 対象獣 | | | | *2期開催 第1期 18名受講 第2期 6名受講 | *2期開催 第1期 13名受講 第2期 26名受講 | |

※R7年度は「デジタル技術を活用した農作物獣害対策の推進事業」と「ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業」が「農作物獣害防止対策事業」に統合

表1-2 島しょ農作物獣害防止対策事業の実績

| 事業 | 目的 | 事業内容 | 町村 | 対象獣 (捕獲頭数) | 第5次基本計画 | | | | | 合計 |
|-----|---------|--------|--------|---------------|----------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|--------|----------|---------|
| | | | | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7(予定) | |
| | | | | | 有害鳥獣捕獲支援 | 農作物被害をなくすことを目的として、外来野生獣の撲滅を目指し、計画的、集中的に有害鳥獣の捕獲を行い、対象獣の撲滅を目指す。 | 農林作物に深刻な被害を及ぼす野生獣を鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲等により捕獲する町村に対して、その経費の一部を補助する。 | 大島町 | タイワザル(頭) | |
| 大島町 | カハグサ(頭) | 8,432 | 6,423 | 8,703 | | | | 13,322 | 40,000 | 76,880 |
| 新島村 | シカ(頭) | 303 | 286 | 299 | | | | 249 | 400 | 1,537 |
| 八丈町 | ノヤギ(頭) | | | | | | | | | 0 |
| | 事業費(千円) | 90,577 | 92,094 | 83,958 | | | | 66,944 | 81,000 | 414,573 |

表1-3 デジタル技術を活用した農作物獣害対策の推進事業の実績

| 事業 | 目的 | 事業内容 | 整備内容等 | 第5次基本計画 | | 合計 |
|-----------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|------------|---------|-------------|--------|
| | | | | R5 | R6 | |
| 1 デジタル技術導入・検証事業 | 獣害対策の省力化や効率化を図るため、デジタル技術を活用した農作物獣害対策を実施する。 | 野生獣による農作物被害を軽減するために行う、新たな取組・技術として、デジタル技術を導入してその効果を検証し、獣害対策を強化する。 | 受信基地局(基) | 10 | 7 | 17 |
| | | | GPS発信機(基) | 3 | 7 | 10 |
| | | | センサーカメラ(台) | 10 | 10 | 20 |
| | | | ICT捕獲檻(基) | | 1 | 1 |
| | | | 対象獣 | サル等 | サル等 | |
| | | | 事業費(千円) | 6,187 | 13,486 | 19,673 |
| 2 専門家派遣等事業 | デジタル技術を活用した獣害対策をより効果的にする。 | デジタル技術を活用した獣害対策の助言等を行うための専門家を招聘し、効果的に対策を実施する。 | 回数(回) | | 2 | 2 |
| | | | 事業費(千円) | | 441 | 441 |
| | | | 実施市町村 | 檜原村 | 檜原村 奥多摩町 | 2 |

※R5～6年度に実施。R7年度は「農作物獣害防止対策事業」へ統合。

表1-4 ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業の実績

| 事業 | 目的 | 事業内容 | 整備内容等 | 第5次基本計画 | | 合計 |
|----------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|----------|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|--------|
| | | | | R5 | R6 | |
| 1 侵入防止施設整備事業 | 農地を守るため、野生獣の侵入を防ぐ物理的な障壁を整備する。 | 中型獣からの被害を回避するため、ネット・ワイヤーメッシュと簡易電気柵を組み合わせた防除施設の導入費用の一部を補助。 | 電気柵等(m) | 5,100 | 11,195 | 16,295 |
| | | | 件数(件) | 22 | 52 | 74 |
| | | | 事業費(千円) | 1,762 | 4,711 | 6,473 |
| 2 侵入防止施設整備推進事業 | 農地を守るため、野生獣の侵入を防ぐ物理的な障壁を整備する。 | 中型獣からの被害を回避するため、ネット・ワイヤーメッシュと簡易電気柵を組み合わせた防除施設の設置経費の一部を補助。 | 事業費(千円) | 0 | 0 | 0 |
| | | | 実施市町村・JA | - | - | |
| 3 普及啓発支援事業 | 被害対策の技術向上と普及啓発を図る。 | 被害対策の担い手の育成と技術向上のための研修会、獣害対策に関する意識醸成・技術向上に係る冊子やパンフレット作成等に要する経費の一部を補助。 | 事業費(千円) | 120 | 656 | 776 |
| | | | 実施市町村・JA | JAIにしたま JA東京みなみ JAマイنز JA東京むさし | 立川市 JA東京みどり JA東京みらい JA東京むさし JA東京中央 | |
| 4 有害鳥獣捕獲支援事業 | 農地周辺から中型野生獣を排除する。 | 農林作物に深刻な被害を及ぼす中型加害獣の個体を、鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲制度または外来生物法に基づく捕獲・処分をする際に、その経費の一部を補助する。 | 捕獲数(頭) | 96 | 109 | 205 |
| | | | 箱罠(台) | 7 | 6 | 13 |
| | | | 事業費(千円) | 785 | 1,131 | 1,916 |
| | | | 実施市町村・JA | 瑞穂町 稲城市 世田谷区 JAマイنز JA東京あおば JA東京中央 | 瑞穂町 羽村市 稲城市 立川市 世田谷区 JA東京みどり JA東京中央 JA東京あおば | |

※R5～6年度に実施。R7年度は「農作物獣害防止対策事業」へ統合。

1 加害獣侵入防止対策事業

野生獣による農作物被害が顕著な地域において、区市町村や農業者団体が中心となり、電気柵や防獣ネットなどの侵入防止資材の導入が進められている。これらの資材は、農地の周囲や被害が多発する圃場に設置され、設置にあたっては、電気柵の場合、危険表示や漏電遮断器の設置など安全面にも配慮した基準が定められている。特に、ニホンジカやイノシシ対策として導入され、複数段の電気柵や防獣ネットの普及により、被害の大幅な減少や収穫量の安定といった効果が現れている。

2 警戒システム整備事業

ニホンザルによる被害が発生している地域では、農家や地域住民が協力し、サルの出没状況を把握するための見回り体制が強化されている。出没情報は、目撃情報やGPS等の情報を共有し、サルの群れが農地や集落に近づいた際には、現場へ駆けつけ、音や光、威嚇具を用いて追い払いを実施している。このような警戒体制の整備により、サルの定着や被害拡大を未然に防ぐことができ、被害発生件数の抑制や地域住民の防除意識向上、初動対応力の強化につながっている。

3 有害鳥獣捕獲支援

アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマなどの中型獣やイノシシ、ニホンジカ等を対象に、箱わなやくくりわな等の捕獲器を設置し、捕獲活動が展開されている。区市町村やJAが捕獲申請・許可を取得し、専門業者やJA職員が捕獲・回収を担う体制が構築されている。農家からの被害申告を受けて現地調査を行い、被害発生圃場や周辺に捕獲器を設置するなど、地域の実情に応じた対応がなされている。捕獲実績は行政や関係機関と情報共有され、継続的な捕獲活動の結果、農作物被害の発生圃場や被害面積の減少が確認されており、地域の農業経営の安定化に貢献している。

4 地域普及啓発支援

電気柵やネットの設置・管理方法、追い払い技術などの講習会や現地指導会が開催されており、区市町村が農家や関係者に対し、正しい施工・維持管理技術を習得できる体制が整えられている。講習会では専門家による説明や質疑応答を通じて現場での課題解決やノウハウの共有が図られている。現地指導では設置状況を確認し、設置ミスや管理不足があればその場で改善指導が行われている。

また、効果的な追払いの方法についての説明もなされている。これにより、資材の不適切設置による効果の低下が減少し、農家・地域全体の防除意識が向上することで、地域ぐるみでの協力体制や情報共有の促進にもつながっている。

5 野生獣生息状況調査

アライグマ・ハクビシン等の中型獣やニホンザルといった加害獣の生息状況を把握するため、アンケート調査、痕跡調査、捕獲記録の集計、ルートセンサス等を実施している。調査結果からは、調査獣種の分布傾向や群れの規模、行動範囲の変化が明らかとなった。これらの科学的データは都の実施する事業の検討や計画の策定、現場の捕獲・防除活動の効果検証に活用している。生息状況調査は行政・関係機関の連携強化や、地域ごとの実情に即した対策推進の根拠となり、調査データをもとにした普及啓発や捕獲活動の重点化など、現場の実践的な対策にもつながっている。

6 デジタル技術を活用した農作物獣害対策事業

ICT やカメラ類、GPS 発信機などのデジタル技術を導入し、野生動物の行動や出没状況を科学的に把握することで、追払い・捕獲の効率化や初動対応力の向上を実現している。現場に行かずとも遠隔監視や捕獲状況の確認が可能となり、人的負担の軽減や被害抑制に寄与した。例えば、サルの群れにGPS発信機を装着し、受信基地局で行動範囲や出没傾向をデータで把握し、追払いのタイミングやルートを最適化した事例がある。また、ICT を活用した遠隔監視型の捕獲檻やカメラ類の導入により、現場に赴かずとも捕獲状況や獣種の特特定が可能となった。専門家の指導や講習会も行われ、地域全体の技術力や防除意識の底上げにつながっている。これらの取り組みにより、地域の獣害対策がより持続的かつ効果的に進められている。

7 ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業

ハクビシンやアライグマ等の中型獣による農作物被害を防ぐため、電気柵やネット等の侵入防止施設の設置、捕獲器の設置・管理、普及啓発活動を展開している。農協や行政、専門業者が連携し、農家の負担軽減と技術向上を図った結果、被害圃場や発生件数の減少、農業経営の安定化が見られた。具体的には、被害が多発する圃場に複数段の電気柵やネットを設置し、捕獲器の設置・回収・処分を専門業者やJAが担う体制を整備している。捕獲実績や現場の課題は行政・関係機関と共有され、講習会や現地指導を通じて農家や地域住民の防除意識も向上している。こうした地域ぐるみの協力体制により、継続的な対策と新

たな被害の抑制が実現している。

8 島しょ農作物獣害防止対策事業

島しょ地域における獣害防止対策は、大島町のクリハラリス、タイワンザル、新島村のシカを対象として実施しており、これらの獣種による農作物被害を抑制するため、捕獲や生息状況調査、防護柵の設置、情報連絡会や戦略会議の開催など、多面的な取り組みが行われている。捕獲については、銃や箱ワナ、囲いワナ、くくり罠など複数の手法を組み合わせ、年間を通じて継続的に実施している。捕獲従事者や専門業者が中心となり、クリハラリス、タイワンザル、シカの個体数管理に努めている。また、定期的な生息状況調査や被害調査を通じて、被害面積や被害金額、捕獲頭数の推移を把握し、対策の効果検証や次年度以降の計画策定に役立てている。さらに、情報連絡会や戦略会議を複数回開催し、捕獲方法の改善や管理計画の見直し、住民への啓発活動など、関係者間での情報共有と連携強化が図られている。現場では、捕獲や調査に必要な資材や機材の整備、捕獲個体の処理や運搬体制の確立など、実務面でも体制強化が進められている。これらの取り組みにより、クリハラリス、タイワンザル、シカによる農作物被害面積や被害金額が大幅に減少した地域も見られ、特にシカによる被害がゼロとなるなど顕著な成果が報告されている。また、捕獲頭数の増加や生息数の減少が確認され、個体数管理の面でも効果が現れている。関係者の技術力や防除意識も向上し、地域全体での協力体制が強化されるなど、根絶に向けての持続的な獣害防止活動の基盤が整いつつある。

第3 都の獣害対策の課題

1 多様な獣種による被害への対応

都内では、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、による中山間地域での被害に加え、ハクビシン、アライグマなど外来種による被害が多摩地域や区部でも拡大している。近年はニホンカモシカ、ツキノワグマ等による新たな被害も発生し、島しょ地域ではタイワンザル、クリハラリス、シカ（いずれも外来種）による農林業被害が顕在化している。保護管理すべき種と排除すべき種が混在しているため、地域の実情や獣種の特性に応じた柔軟な対応が引き続き求められる。

2 科学的・計画的なアプローチと情報の集約

対象獣種の生息環境や動向を科学的に把握し、継続的な調査・モニタリング

を行うことが重要である。生息域が広範囲に及ぶ獣種や群れで移動する獣種については、短期間での全容把握が困難であり、都や区市町村、関係機関による情報の集約と活用が不可欠である。対策の効果検証や地域特性に応じた防除手法の検討には、専門家を交えた科学的・計画的な議論が求められる。

3 捕獲体制の整備と技術継承

有害鳥獣捕獲体制は整備されつつあるが、狩猟者の減少や高齢化により担い手不足や捕獲技術の低下が懸念される。今後は、捕獲を着実に実施できる体制の維持・強化とともに、捕獲技術の継承・人材育成に努める必要がある。

特に外来種（ハクビシン、アライグマ、タイワンザル、クリハラリス、新島村のシカ等）については、効率的な捕獲・根絶の実施に不可欠となる体制整備を進めるとともに、短期間で効果を上げるための手法の確立もあわせて図る必要がある。

4 住民主体の対策推進と地域力の強化

獣害対策の実効性を高めるためには、農林業従事者や地域住民が主体となり、行政がこれを支援する体制の構築が不可欠である。農林業従事者を中心とした地域住民が被害状況や加害獣の行動を把握し、日常的な見回りや防除活動を行うことで、きめ細かな対応と早期発見・初動対応が可能となる。行政は、専門的知見の提供や資材・機材の支援、技術指導などを通じて、地域の自立的な取組を後押しする必要がある。

5 新技術の検証と導入

ICT、センサーカメラ類、GPS発信機などのデジタル技術や、AIを活用した個体識別・行動解析など、都の状況に即した新技術の検証と導入が重要である。現場の省力化や効率的な捕獲・監視、科学的根拠に基づく対策立案のため、最新技術の実証や普及を積極的に進める必要がある。また、地域区分に応じた課題や地理的特性に対応した新技術の導入も推進すべきである。

6 広域的・多主体連携による体制強化

野生獣は都県境を越えて移動するため、近隣県との連携強化が不可欠である。また、農林業従事者や自治体、農業団体だけでなく、被害地域周辺の住民や、関係機関等と連携した新たな取組体制の構築が求められる。明確な役割分担のもと、地域ぐるみで持続的な獣害対策を推進することが重要である。

第2章 計画の基本方針および推進体制

第1 計画の目標

本計画は、「東京都農林業獣害対策基本方針」（以下「基本方針」という。）の目標を受け、生物多様性の維持や生態系の保全に十分配慮しつつ、農林業被害の回避・軽減を主たる目標とする。農作物や植栽木への被害を抑制し、地域農業・林業の持続的な発展と安全・安心な地域社会の実現を目指す。

第2 対象地域と取組の方向性

本計画の対象地域は都内全域とし、都市的地域、平地農業地域、中山間地域、島しょ地域の4区分とする。

（1）都市的地域

都市化が進み農地が点在する地域では、ハクビシンやアライグマなど中型獣類や鳥類による果樹・野菜への被害が中心となる。防護柵やネットの設置、地域ぐるみの環境管理、未収穫果実や廃棄作物の適切な処理、住民への普及啓発を重点的に推進する。

（2）平地農業地域

農地規模が大きく専業農家が多い地域では、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、アライグマ、タヌキによる農作物被害が発生している。鳥類ではカラス類、キジ、ヒヨドリなどが果樹や野菜を食害する。電気柵やワイヤーメッシュ柵の設置、群れごとの行動把握、捕獲体制の強化、担い手育成、地域リーダーの養成など、組織的な対策を推進する。

（3）中山間地域

山間部やその周辺では、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルによる農作物・森林被害が深刻である。個体数管理や捕獲体制の強化、専門家による診断・助言、地域ぐるみの見回りや情報共有、治山・造林事業との連携など、総合的な対策を推進する。

（4）島しょ地域

島しょ地域では、大島のタイワンザル、クリハラリス、キョン、新島村の

シカ、小笠原村のノヤギなど外来種による被害が主である。外来種の根絶を目指した集中的な捕獲、島内の環境や獣種特性に応じた対策、被害状況や捕獲実績のモニタリング、地域住民への普及啓発を重点的に推進する。

第3 対象獣種

基本方針に基づき、現在都内で深刻な農林業被害を引き起こしている種、近隣県の状況から将来被害が予想される種を対象とする。

- (1) 在来種 : イノシシ、ニホンジカ（多摩地域に生息するもの）、ニホンザル、タヌキ、アナグマ、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、オガサワラオオコウモリ、カラス、ヒヨドリ、ムクドリ、アカネズミ、ヒメネズミ、ハタネズミ など
- (2) 外来種 : ハクビシン、アライグマ（カニクイアライグマ含む）、クリハラリス、タイワンザル、国内に自然分布域を持つ国内外来種の新島村のシカ、ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミなど

※天然記念物であるニホンカモシカ、オガサワラオオコウモリについての被害防止策としては、環境管理や注意喚起に限定する。なおツキノワグマについては生息状況を引き続き注視し、状況に応じて侵入防止等を含め適切に対応する。

第4 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、必要に応じて見直すものとする。

第5 計画達成の評価基準

計画の達成状況を把握・評価するため、以下の指標を設定する。

指標：被害面積・被害金額の抑制

地域ぐるみの獣害対策体制の強化

外来種の根絶・個体数管理の推進

担い手の育成・普及啓発の充実

科学的知見やICT等新技術の活用による効率的な対策の推進

| 評価指標 | 現状（予定値含） | 目標 |
|----------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|
| 被害面積・被害金額の抑制 | R6被害面積 17.1ha | R6被害数値以下 |
| | R6被害金額 109,088千円 | |
| 外来種の根絶・個体数管理の推進 | R6ハクビシン、アライグマの被害面積 . . . 2.15ha | |
| | R6ハクビシン、アライグマの被害金額 . . 23,060千円 | |
| | R6大島町タイワンザル被害面積 8a | |
| | R6大島町タイワンザル被害金額 1,212千円 | |
| | R6大島町クリハラリス被害面積 1a | |
| | R6大島町クリハラリス被害金額 106千円 | |
| | R6新島村シカ被害面積 被害発生無し | 被害発生無し |
| | R6新島村シカ被害金額 被害発生無し | |
| 地域ぐるみの獣害対策体制の強化 | 2自治体 | 3自治体 |
| 担い手の育成・普及啓発の充実 | 4自治体で事業活用（21,578千円補助） | 6自治体で事業活用 |
| | 獣害対策講座受講者数 61名受講 | 獣害対策講座受講者数 89名以上受講（累計150名以上） |
| ICT等新技術の活用による 効率的な対策の推進 | 2自治体で事業活用（19,673千円補助） | 6自治体で事業活用 |

第6 計画達成のための基本的な考え方

計画を達成するため、以下の基本的な考え方に基づき、各種事業・取組を推進する。

- (1) 外来種は根絶を目指し、在来種は地域と共生しつつ被害抑止を図る。
- (2) 農業者や住民が主体となり、地域ぐるみで獣害対策を推進する。
- (3) 新技術やデジタル技術を積極的に導入し、省力化と持続可能な獣害対策を実現する。
- (4) 科学的・計画的なアプローチを重視する
- (5) 地域特性に応じた柔軟な対策を講じる。
- (6) 行政や地域、関係団体が協力し、持続的な獣害対策体制をつくる。

第7 事業実施体系

本計画では、基本的な考え方を具体化するため、東京都の農業や地域の実情、今後の課題を踏まえた体系的な事業を展開する。住民や農業者が主体となり、行政や関係機関が連携・支援する体制のもと、外来種の根絶や在来種との共生、新技術の活用、地域特性への対応など、多様な視点を反映した事業体系とすることで、農林業被害の回避・軽減と持続可能な地域農業の発展を図る。これらの方針に基づき、次のような事業を実施する。

1 農作物獣害防止対策事業

(1) 鳥獣害対策委員会の設置・運営

学識経験者や地域代表、行政関係者等で構成する委員会を設置し、対策の進捗管理や効果検証、専門的な助言を行う。

(2) 加害獣侵入防止対策

電気柵やネットなどの防除施設を、被害が多発する農地や集落周辺に設置・整備し、農業者や地域住民が主体となって維持管理を行う。

(3) 警戒システム整備

ニホンザルやイノシシ等の出没情報をデジタルツールで共有し、見回りや追い払い体制を強化する。必要に応じて発信機やカメラ類も活用する。

(4) 有害鳥獣捕獲支援

箱わなやくくりわな等の捕獲器を設置し、猟友会や専門業者と連携して計画的な捕獲を実施する。

(5) 地域普及啓発支援

講習会や現地指導会を開催し、防除技術や安全管理、追い払い方法などの知識を地域全体で共有する。

(6) 加害獣生息状況及び対策技術調査

加害獣による農林業被害の低減を図るため、獣種の分布や行動特性を科学的に把握する調査を行うとともに、ICT・AI等の先端技術を現場で試行し、その効果や課題を検証する。得られた知見を基に、地域の実情に応じた防除手法の改善を進め、有用な技術については現場で活用できるよう導入を促す。

(7) 獣害防止対策支援

専門家による現地診断や助言を受け、地域の実情に合わせた防除対策を実施する。

2 島しょ農作物獣害防止緊急対策事業

(1) 外来種の根絶を目指した集中的な捕獲支援

クリハラリスやタイワンザル、新島村のシカ等の外来種について、住民と専門業者が協力して集中的な捕獲を行い、根絶を目指す。

(2) 島内の環境や獣種特性に応じた対策の実施

防護柵の設置や生息状況調査、住民への普及啓発など、島ごとの課題に応じた多面的な対策を展開する。

(3) 被害状況や捕獲実績のモニタリングと評価

定期的な調査や会議を通じて、被害や捕獲の状況を把握し、対策の効果検証や計画の見直しに活用する。

3 その他の関連事業

(1) 捕獲野生獣の有効利用推進

捕獲した野生獣の食肉利用や資源化を進め、地域経済への還元や廃棄物削減を図る。

(2) 地域リーダー・獣害対策サポーター育成講座の開催

地域の担い手やリーダーを育成し、地域ぐるみでの対策体制を強化する。

(3) モデル地区での先進的な取組の展開と都内他地域への波及

成果の高い先進事例をモデル地区で実践し、そのノウハウを他地域にも展開する。

※事業の計画については、状況を踏まえ、必要な対策を検討していく。

※農作物獣害防止対策事業は令和11年度、島しょ農作物獣害防止緊急対策事業は、令和12年度が事業終期だが、終期以降も事業継続を検討する。

第8 事業推進体制

本計画の推進にあたっては、農業者や地域住民が日常的な見回りや防除活動、被害状況の把握など現場の主体的な役割を担う。行政（都・市町村）は、技術・財政・情報面での支援や資材・機材の提供、専門家の派遣、計画の策定・調整などを通じて、地域の取組を後押しする。農業団体や関係機関は、捕獲や調査、普及啓発、技術指導等で協力し、学識経験者や専門家は科学的評価や技術助言、効果検証、計画の見直し等に参画する。

また、都県境を越えた広域的な情報共有や共同対策、地域リーダーや関係団体との連携強化を図り、持続的かつ効果的な獣害対策の推進体制を構築する。

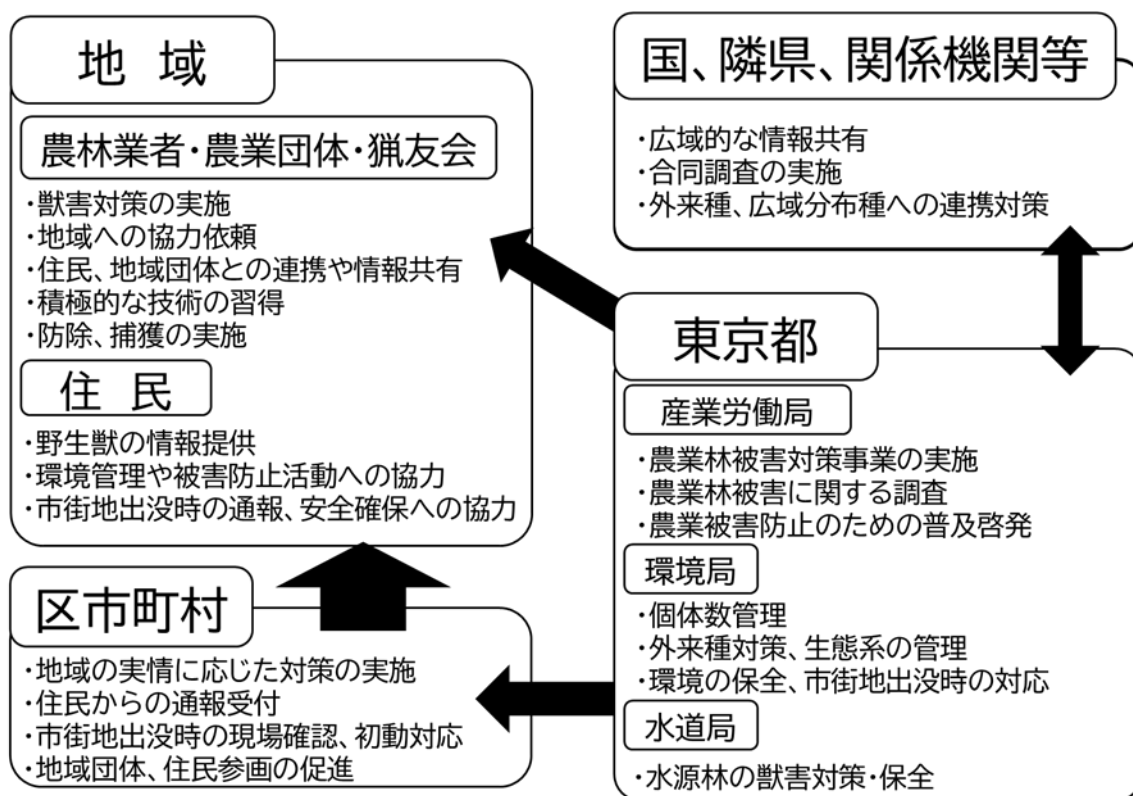


図 2 - 1 推進体制のイメージ

第3章 計画の推進

第1 計画の進捗管理・評価

本計画の推進にあたっては、各事業の進捗や成果について、年1回の進捗報告会や現地確認、アンケート調査などを通じて定期的にモニタリングを行う。

進捗状況や課題は、関係機関・団体と共有し、必要に応じて現場からの意見を集約する。

また、被害面積や捕獲頭数、普及啓発活動の実施回数など、都が設定した指標に基づき計画の達成状況や効果を評価し、その結果を次年度以降の取組に反映させる。

第2 計画の見直し・改善

社会情勢や被害状況の変化、新たな課題の発生等に対応するため、計画期間中も柔軟に内容の見直し・改善を行う。例えば、評価結果や現場からのフィードバックを踏まえ、捕獲方法や防除資材の導入、普及啓発の手法などを必要に応じて見直す。

また、PDCAサイクルを意識し、年度ごとに改善点を整理し、関係者会議等で共有・検討する。

第3 情報共有・普及啓発

関係者間の情報共有を徹底し、都民や農業者等への普及啓発にも積極的に取り組む。例えば、ホームページや広報誌での情報発信、現地講習会や意見交換会の開催、先進事例の紹介などを通じて、成果や課題を広く発信する。

また、被害防止技術や新たな対策の普及に向けて、動画やパンフレットの作成・配布も行う。

第4 広域連携・新技術導入の推進

野生鳥獣の広域的な移動や新たな課題への対応のため、近隣自治体や国、関係機関等との連携を強化する。例えば、都県境を越えた情報共有会議の開催や、共同調査・共同対策の実施を進める。

また、ICTやAI等の新技術の導入・実証を積極的に進め、カメラ類やGPS発信機の活用、AIによる個体識別など、効果的な対策の普及を図る。

第5 具体的な対策

基本方針に基づき、地域の農林業従事者や住民の主体的な取り組みを支援し、区市町村や関係機関と連携し、以下の対策を進める。

1 野生獣の特性や被害発生要因を踏まえた総合対策

野生獣の行動特性や地域ごとの被害発生要因を踏まえ、被害の回避・軽減策と捕獲を適切に組み合わせ、地域ごとに総合的な対策を計画的に実施する。在来種については被害の回避・軽減と地域個体群の維持管理を両立し、外来種については被害の回避・軽減と地域からの排除（根絶）に向け、必要な対策を講

ずる。

(1) 防除施設の整備

電気柵（多段式・常設型）、侵入防止ネット、防獣フェンス等、獣種の特徴に応じて効果が認められる防除施設を面的に整備する。設置・管理は地域主体で継続し、行政・関係機関は技術指導・安全管理の助言を行う。電気柵については危険表示、漏電遮断器、定期点検を徹底し、周辺住民の理解を得るための周知を併せて実施する。

(2) 追い払い・警戒体制

群れで行動する獣種（例：ニホンザル）については、ラジオテレメトリ、GPS発信機、カメラ等を活用して行動を把握し、地域で出没情報を共有して、時刻・ルートに応じた追い払いを集落単位で実施する。威嚇手段については、複数の手法を適切に組み合わせ、サルが特定の刺激に慣れないように配慮しつつ、追い払いの効果を維持することを基本とする。

(3) 農地周辺の環境管理

農地周辺の雑草・雑木の刈り払い、緩衝帯の整備、耕作放棄地の管理を行い、隠れ場と侵入経路を縮減する。未収穫作物・放任果樹の整理、農業用資材・堆肥の管理を徹底し、誘引要因を排除する。

(4) 餌付け防止

収穫残さ、未利用果樹、廃棄生ごみ等が野生獣の餌資源となることを踏まえ、地域一体で営農・廃棄物管理を徹底する。生ごみは密閉・施錠し、屋外放置を避けるなど、無意識の餌付けを防止するための住民啓発を継続する。

2 計画的な捕獲

捕獲は、地域の猟友会、農林業従事者、農業団体職員、区市町村職員等の有害鳥獣捕獲資格取得者の協力体制の下で実施する。野生獣の生命を扱う行為であることを厳粛に受け止め、都民の理解を得るために情報発信および説明を行う。在来種については被害状況と生息状況の均衡を考慮して地域個体群を維持しつつ適正個体数への管理を図るものであり、外来種については根絶を目標に継続的モニタリングを実施し、捕獲数等の目標設定が可能な獣種には目標値を設定して計画的に捕獲を進める。

3 調査の推進と成果の活用

区市町村に対して継続的に被害状況調査を実施し、被害発生状況、対策効果を把握するものである。獣種ごとの生息状況調査および捕獲個体のモニタリングを行い、効果的な防除施設・捕獲方法を調査・検証して、次期対策および計画策定に反映するものである。調査結果は行政・関係機関・地域で共有し、重点対策の設定と普及啓発の根拠とする。

4 取組の継続

在来種における獣害対策は地域個体群の維持が必要であるため、被害の回避・軽減のみならず、定期的モニタリングにより被害状況と生息状況のバランスを確認しつつ継続して実施する。外来種における対策は地域からの根絶を通じた被害回避・軽減であり、生息数の減少後も取組を緩めず、再侵入防止に留意して目的達成まで継続する。

5 情報の共有と提供

獣害対策の実施に当たっては、関係区市町村・団体・都関係部局間で被害状況や対策情報を共有し、担当者の異動等があっても情報が途切れないよう、記録の整理・共有方法の統一など継続的に活用できる仕組みを整える。国の研修や都の現地講習会への参加を促進し、担当者の能力向上を図るものである。近隣県とは生息状況等の情報共有を積極的に行い、広域的視点で将来の状況を見据えた対策を検討する。農林業従事者・都民には、被害状況、野生獣の特性、防止技術等をホームページやパンフレットで発信し、対策の必要性の理解を浸透させる。

6 地域ぐるみの獣害対策の推進

獣害対策は農林業従事者の主体的取組が不可欠であるが、高齢化等により個人での対策が困難な事例があるため、地域全体の課題として体制を構築する。試験的に獣害対策モデル地区を設定して地域ぐるみの対策を検証し、成果・知見を他地区へ普及させ、市町村全体の対策を推進する。新技術・デジタル技術の導入による省力化を図り、住民主体の参画を促進して持続可能な獣害対策を展開する。

第6 獣種別の対策

(1) 大型獣（ニホンジカ・イノシシ）

大型獣は、被害規模が大きく、単独圃場の点防護では突破されやすい。基本は侵入防止（高強度・連続防護）、環境整備（誘因の除去・見通し確保）、捕獲（重点箇所集中）をセットで回す。特に「下端突破（潜り込み）」や「跳躍突破」への対策仕様（高さ・地際処理）が成否を分ける。

①ニホンジカ（島しょを除く）

- ア. 対象地域区分：平地農業地域・中山間地域
- イ. 被害発生市町村：奥多摩町、青梅市、檜原村、八王子市 など
- ウ. 加害状況(作物)：ワサビ、タケノコ、ジャガイモ、サヤエンドウ など
- エ. 行動特性：跳躍能力が高く、柵の隙間や低い防護を容易に突破する。群れで移動し、同じ通路を繰り返し利用する。樹皮剥ぎや苗木食害も多い。
- オ. 対策事項：捕獲、侵入防止柵、監視
 - (ア) 平地農業地域

平地農業地域では、果樹や野菜畑が連続しており、跳躍による侵入が多いため、侵入防止策と下端埋設で侵入防止する。苗はネット等で個別保護する。
 - (イ) 中山間地域

中山間地域では、法面や水路を含めた連続防護が必要である。群れの出没時間帯に合わせて追い払いを複数人で実施する。

②イノシシ

- ア. 対象地域区分：平地農業地域・中山間地域
- イ. 被害発生市町村：八王子市、町田市、日の出町、奥多摩町、 など
- ウ. 加害状況(作物)：タケノコ、ブルーベリー、ワサビ など
- エ. 行動特性：夜間に活動し、鼻先で掘り起こしや押し分けを行う。水際や法面、獣道など抵抗の少ない経路を反復利用する。学習により柵の弱点を狙う傾向がある。
- オ. 対策事項：捕獲、電気柵、埋設柵、監視
 - (ア) 平地農業地域

平地農業地域では、広い畑で下端突破が多いため、電気柵の最下段を地上から5cm程度とし、こまめな草刈り、除草、テスターを用いて、

漏電チェックを実施する。

(イ) 中山間地域

中山間地域では、谷筋や獣道の交点に柵・わなを集中配置し、耕作放棄地を整備して隠れ場を減らす。センサーカメラ等で頭数や出没時間を把握し、効果的な対策を検討する。

(2) サル

サル類は学習能力が高く、対策の“弱点の放置”が即突破につながる。基本は面的防護（集落・圃場群の外周を一体で守る）、侵入ルートへの把握（谷筋・尾根・林縁）、追い払い・威嚇の運用設計、捕獲の計画的実施となる。

①ニホンザル

- ア. 対象地域区分：平地農業地域・中山間地域
- イ. 対象区市町村：あきる野市、檜原村、青梅市、奥多摩町 など
- ウ. 加害状況(作物)：ワサビ、タケノコ、キュウリ、ナス など
- エ. 行動特性：群れで行動し、谷筋や尾根を利用して農地へ侵入する。学習能力が高く、電気柵やネットの弱点を短期間で見抜く。人慣れが進むと昼間にも出没し、果樹や畑を繰り返し荒らす。
- オ. 対策事項：捕獲、電気柵、ネット、防護柵、監視

(ア) 平地農業地域

平地農業地域では、農地が広く連続しており、単独防護では効果が薄いため、集落外周を面的に囲うことが重要である。電気柵は多段設置と定期通電確認を徹底し、除草管理を地域で協働する。

(イ) 中山間地域

中山間地域では、谷筋や林縁からの侵入が多いため、ネットや電気柵を連続設置し、隙間をなくす。侵入ルートを把握し、威嚇資材はローテーションで運用する。

(3) 中型獣

中型獣は「侵入経路が細い・低い」「家屋や施設にも入りやすい」ため、封鎖・地際対策が効く。基本は、餌資源管理（残渣・コンポスト・果実放置の解消）、侵入防止（暗渠・隙間・基礎周り）、電気柵の低段強化＋下端処理、わなの設置による加害個体の捕獲の実施。

①タヌキ

- ア. 対象地域区分：都市的地域・平地農業地域・中山間地域
- イ. 被害発生区市町村：町田市、稲城市、立川市、三鷹市、世田谷区 など
- ウ. 加害状況(作物)：トマト、ブドウ、スイートコーン など
- エ. 行動特性：夜行性で、ペアや小集団で行動する。暗渠や隙間から侵入し、残渣やコンポストを餌資源とする。
- オ. 対策事項：捕獲、電気柵、侵入封鎖、監視
 - (ア) 都市的地域

都市的地域では、餌資源が多いため、残渣やコンポストを管理し、ペットフードは屋外に置かない。家屋周辺の侵入経路を封鎖する。
 - (イ) 平地農業地域

平地農業地域では、電気柵の低段強化と下端エプロンで潜り込みを防ぐ。
 - (ウ) 中山間地域

中山間地域では、利用頻度の高い通過点に防護を集中する。箱わなをため糞近くに設置する。

②アナグマ

- ア. 対象地域区分：都市的地域・平地農業地域・中山間地域
- イ. 被害発生市町村：稲城市、町田市、日野市、あきる野市 など
- ウ. 加害状況(作物)：ナシ、イチゴ、サツマイモ、スイートコーン など
- エ. 行動特性：掘削能力が高く、地際・下端の脆弱部から侵入する。夜間に単独で行動し、ため糞を繰り返す習性がある。
- オ. 対策事項：捕獲、埋設柵、電気柵、侵入封鎖、監視
 - (ア) 都市的地域

都市的地域では、床下や基礎周りの侵入が多いため、金属板と埋設格子で封鎖する。生ごみは密閉保管する。
 - (イ) 平地農業地域

平地農業地域では、メッシュ柵の下端を30cm以上埋設し、外側エプロンで掘り返しを防止する。堆肥・飼料は施錠・密閉し、畜舎周囲は連続フェンスで囲う。
 - (ウ) 中山間地域

中山間地域では、利用頻度の高い通行路を遮断し、ため糞・掘削開始点の近傍に箱わなを設置する。

(4) 外来種（特定外来生物：根絶・封じ込め方針を明確化）

外来種は「被害の軽減」だけでなく、原則として“根絶・分布拡大防止”を明確に打ち出す。

基本は、侵入経路（境界・山際）を押さえる、計画的捕獲を継続し、センサーカメラ等で残存個体の有無を確認し、確実に捕獲する。

①タイワンザル

ア．対象地域区分：島しょ地域

イ．被害発生市町村：大島町

ウ．加害状況(作物)：アシタバ、サツマイモ、サヤエンドウ など

エ．行動特性：群れで機動的に移動し、低い柵や扉の隙間を素早く突破する。人里周辺の餌資源を学習し、住宅地にも侵入する。

オ．対策事項：捕獲、電気柵、ネット、防護柵、カメラ類

（ア）島しょ地域

島しょ地域では、大型捕獲おり等を使用した捕獲を実施する。タイワンザルは外来種であることから、根絶方針で捕獲を計画的に実施する。

②ハクビシン

ア．対象地域区分：都市的地域・平地農業地域・中山間地域

イ．被害発生市町村：町田市、稲城市、東村山市、府中市 など

ウ．加害状況(作物)：ブドウ、スイートコーン、ブルーベリー など

エ．行動特性：夜行性で、樹上や屋根裏に侵入する。頭が入れば狭い隙間も通り抜ける。果樹や野菜を好み、住宅周辺にも出没する。

オ．対策事項：捕獲、電気柵、ネット、防護柵設置、侵入経路封鎖

（ア）都市的地域

都市的地域では、家屋が密集し屋根裏や床下が棲み処となるため、屋根・軒の隙間封鎖が効果的である。また、生活ゴミやペットフードが餌資源となるため、生ごみ管理を徹底する。通気口は金網で塞ぎ、屋根裏侵入を防止する。

（イ）平地農業地域

平地農業地域では、果樹棚や畑への侵入が多いため、ネットで樹上アクセスを遮断することが重要である。外周には電気柵を設置し、定期的に電圧を確認する。

（ウ）中山間地域

中山間地域では、谷筋や林縁からの侵入が多いため、ネットや電気柵を連続的に設置し、隙間をなくす。センサーカメラで行動を監視し、箱わなを設置する。

③アライグマ

- ア. 対象地域区分：都市的地域・平地農業地域・中山間地域
- イ. 被害発生区市町村：町田市、稲城市、練馬区、青梅市、瑞穂町 など
- ウ. 加害状況(作物)：ブルーベリー、スイートコーン、ブドウ など
- エ. 行動特性：夜行性で器用な前肢を使い、扉の開閉が可能。水辺沿いを好み、屋根裏や床下にも侵入する。繁殖力が高く、短期間で個体数が増加する。
- オ. 対策事項：捕獲、電気柵、ネット、侵入経路封鎖
 - (ア) 都市的地域

都市的地域では、家屋侵入が多いため、倉庫や小屋を含めた建物の屋根裏や床下の隙間を金属板で封鎖し、通気口は金網で塞ぐ。生ごみやペットフードは密閉保管する。
 - (イ) 平地農業地域

平地農業地域では、果樹棚や畑への侵入が多いため、ネットで被覆し、外周に電気柵を設置する。
 - (ウ) 中山間地域

中山間地域では、水路沿いの通行路を重点封鎖し、箱わなを獣道に設置する。センサーカメラ等の活用により、捕獲効率を高める。

④クリハラリス

- ア. 対象地域区分：島しょ地域
- イ. 被害発生市町村：大島町
- ウ. 加害状況(作物)：ツバキ、カンキツ類、パッションフルーツ など
- エ. 行動特性：樹上移動が俊敏で、枝伝いに施設へ侵入する。樹皮剥ぎや果実食害を行い、屋敷林や雑木林に定着しやすい。
- オ. 対策事項：捕獲、樹幹ガード、剪定、監視
 - (ア) 島しょ地域

島しょ地域では、樹木間の連続性を断つことが重要である。樹幹に金属板・ポリカ板を巻き、上下端に反返しを設ける。枝の橋渡しは剪定で遮断し、捕獲器を設置する。

(5) 鳥類

鳥類は「侵入防止＝ネットの品質と運用」が成果の大部分を占める。基本は隙間ゼロの被覆（上面・側面・地際）、早期（熟期前）からの先制防護とし、忌避資材は慣れを見越して入れ替える。都市部では、ごみ・ねぐら対策が重要となる。

①カラス類

- ア. 対象地域区分：都市的地域・平地農業地域・中山間地域・島しょ地域
- イ. 被害発生市町村：町田市、23区全般、東村山市、武蔵村山市 など
- ウ. 加害状況(作物)：キュウリ、トマト、スイカ、スイートコーン など
- エ. 行動特性：視覚・学習能力が高く、成熟果や甘味部位を狙う。時刻や天候で行動を切り替え、単独～小群で反復来訪する。
- オ. 対策事項：防鳥ネット、テグス等

カラス類による被害対策では、物理的な侵入防止を基本とする。最も確実な方法は、防鳥網や不織布等を用いて作物を完全に覆い、接触できない状態とすることである。完全被覆が困難な場合には、警戒心の強い特性を踏まえ、テグスによる侵入防止を組み合わせることが有効とされている。追い払い器具は慣れが生じやすいため、使用期間を限定し、他の対策と併用する。捕獲は個体数調整ではなく、人とカラス類との緊張関係を維持する目的で、被害発生時期に被害圃場周辺で実施する。なお、都市的地域では、ごみ集積所や庭先の餌資源が多いため、防鳥ネットで完全被覆し、収集時間を守ることを徹底する。

②ヒヨドリ

- ア. 対象地域区分：都市的地域・平地農業地域・中山間・島しょ地域
- イ. 被害発生市町村：町田市、練馬区、大島町、三鷹市 など
- ウ. 加害状況(作物)：ブルーベリー、ブロッコリー、トマト、カキ など
- エ. 行動特性：群れで行動し、成熟果や野菜を選択的に採食する。学習能力が高く、ネットや忌避資材への慣れが生じやすい。
- オ. 対策事項：防鳥ネット、忌避資材、監視

ヒヨドリによる被害対策では、防鳥網や不織布等による侵入防止を基本とする。防鳥網を用いる場合は、30mm以下の目合いとし、上面や側面、地際に隙間が生じないように設置することが重要である。小規模圃場や葉物野菜では、不織布や寒冷紗による被覆も有効とされ

ている。追い払い器具は慣れが生じやすいため、必要な期間に限定して使用し、生息環境管理として収穫残さの管理や止まり場の除去を行うことが被害軽減につながる。

③ムクドリ

- ア. 対象地域区分：都市的地域・平地農業地域・中山間・島しょ地域
- イ. 被害発生市町村：町田市、府中市、練馬区 など
- ウ. 加害状況(作物)：ブルーベリー、カキ、キャベツ、サヤエンドウ など
- エ. 行動特性：繁殖期以外は大規模な群れを形成し、果樹や野菜、穀類を集中的に採食する。都市部ではねぐら集結によるふん害や騒音も問題となる。学習能力が高い。
- オ. 対策事項：防鳥ネット、忌避資材、監視
ムクドリによる被害対策では、防鳥網等を用いて作物と鳥を物理的に遮断する侵入防止対策が基本となる。防鳥網は30mm以下の目合いを用い、地面や側面からの侵入が生じないように設置する。追い払い器具は一時的な効果にとどまるため、必要な期間に限定して使用し、設置位置や種類を変えるなど慣れを防ぐ工夫を行う。あわせて、生息環境管理として、被害を防ぎたい場所では収穫残さや止まり場を減らし、安心して採食・休息できない環境を整える。

(6) ネズミ類

ネズミ類は、在来種・外来種を問わず農作物や貯蔵作物を加害する。繁殖力が高く、被害が拡大しやすい。侵入防止および衛生管理を徹底し、早期対応を行うことが必要となる。

①ネズミ類

- ア. 対象地域区分：都内全域
- イ. 被害発生市町村：都内全域
- ウ. 加害状況(作物)：穀類、野菜、果樹、貯蔵作物 など
- エ. 行動特性：夜行性で、狭い隙間や地下を利用して侵入する。繁殖力が高く、短期間で個体数が増加する。貯蔵施設や住宅にも侵入し、食害や衛生被害を及ぼす。
- オ. 対策事項：捕獲、侵入防止、環境管理
(ア) 都内全域
建物やハウスの隙間等を封鎖し、ゴミや残渣の管理を徹底する。粘着

シートやかご罨等の設置により、定期的に確認する。貯蔵施設の密閉や清掃を徹底し、侵入経路を遮断する。必要に応じ、殺鼠剤の設置を行い、耕作放棄地や雑草地といった、環境管理も強化する。

参考資料

1 これまでの各局の取組

野生獣が、農林業や森林生態系に及ぼす被害を回避・軽減するために、東京都では各局が以下の対策に取り組んでいる。

(1) 産業労働局

- | | |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成9年4月 | 「東京都獣害対策協議会」を設置 獣害対策モデル事業等の施設整備、有害鳥獣捕獲等の対策 |
| 平成10～11年 | サル、シカの生息実態調査を実施 |
| 平成11年7月 | 「東京都獣害対策基本方針」を制定 サル、シカによる農林業被害防止対策の目標や基本的視点を定めた。 |
| 平成12年12月 | 「第1次東京都獣害対策基本計画」を策定 多摩地域のニホンザルとシカによる農林業への被害対策として東京都農作物獣害防止対策事業を実施 1 加害獣侵入防止対策事業（防除施設の整備） 2 警戒システム整備事業（追い払い体制の支援） 3 野生獣の生息状況調査（効果的な対策の検討） |
| 平成18年4月 | 「第2次東京都獣害対策基本計画」を策定 対象地域を都内全域、対象獣をニホンザル、シカに加え、イノシシ、ハクビシン、アライグマ、タイワンザル、その他被害を及ぼす獣とし、第2次基本計画時の対策に有害鳥獣捕獲支援事業（捕獲にかかわる支援）を創設し、実施 |
| 平成20年4月 | 島しょ農作物獣害防止緊急対策事業の実施。島しょ地域の農作物に被害を与えている外来種を根絶するために有害捕獲支援を実施 |
| 平成17～22年 | シカによる被害対策として、緊急裸山対策を実施捕獲によるシカの個体数管理、激甚被害地の治山対策、裸山への侵入防止柵と造林対策を実施 |
| 平成23年4月 | 「第3次東京都獣害対策基本計画」を策定 獣害防止対策支援事業を創設し、専門家による対策の診断、 |

- 現地検討会を実施
- 平成 23 年度 捕獲によるシカの個体数管理、シカ柵設置、局所的な捕獲を繰り返すことによる造林地対策の実証を実施
- 平成 28 年 4 月 「東京都農林業獣害対策基本方針」の改定
「第4次東京都農林業獣害対策基本計画」の策定
農作物獣害対策地域強化推進事業を創設し、区市町村が実施する啓発活動、捕獲の担い手の技術向上及び地域の実情に応じた試行的取り組みの検証を集中的に支援
- 平成 31 年 4 月 平成 30 年までの農作物獣害対策地域強化推進事業で成果の上がった取組を農作物獣害防止対策事業へ組込み、継続的に支援
- 令和 3 年 2 月 「第5次東京都農林業獣害対策基本計画」の策定
住民参画と新技術導入による獣害対策支援を実施
- 令和 5 年度 ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業及びデジタル技術を活用した農作物獣害対策事業を創設
中型獣による農作物被害への対応強化と、ICT等を活用した出没把握・捕獲効率化の取組を実施
- 令和 7 年 4 月 農作物獣害防止対策事業に、デジタル技術を活用した獣害対策事業、ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業を統合

(2) 環境局

- 平成 25 年度 「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」の策定
(令和4年度改定)
- 平成 31 年度 「第3期東京都キョン防除実施計画」の策定
(平成28年度改定)
- 令和 4 年度 「第13次東京都鳥獣保護管理事業計画」の策定
「第6期第2種シカ管理計画」の策定

(3) 水道局

- 平成 28 年度 「第11次水道水源林管理計画」の策定

参考文献

- ・農林水産省

「野生鳥獣被害防止マニュアル」【総合対策編】 令和5年3月版

「野生鳥獣被害防止マニュアル」【中型獣類編】 令和6年3月版

「野生鳥獣被害防止マニュアル」【鳥類編】 令和6年3月版

- 東京都環境局

「第6期東京都第二種シカ管理計画」第1章・第2章（令和4年度～令和9年度）

- 東京都産業労働局

「農作物中型野生獣害対策マニュアル」（令和7年3月）